

平成14年12月20日

於：郵政事業庁共用会議室

食品流通の効率化等に関する研究会

第8回会合速記録

農林水産省

開会

高橋座長 おはようございます。朝早くから御苦労さまでございます。

それでは、ただいまから第8回の食品流通の効率化等に関する研究会を開催させていただきますと思います。本日は、座長代理の上原委員、神田委員、宮下専門委員が御欠席でございます。

議事に入る前に、事務局から本日配付している資料について確認をしていただきたいと思います。

平尾流通課長 それでは、お手元に資料をお配りしておりますので確認させていただきます。

資料1が本日の議事次第でございます。資料2が本日の座席表でございます。

資料3が本日議論を頂戴する論点整理の案でございます。以上でございます。

高橋座長 本日は、これまで7回行いました本研究会の議論の論点整理をさせていただきたいと思っております。前回の会合では、論点整理の骨組みとなるポイント、いわゆる骨子について御議論いただき、合意を得たところでございます。本日はその骨子を踏まえて、これまでの研究会での議論の取りまとめとして生鮮品流通の現状認識と基本的な方向についての取りまとめをしたいと考えております。

論点整理（案）の説明

高橋座長 それでは配付してございます論点整理（案）について事務局から説明いただきたいと思います。

平尾流通課長 それでは、お手元の資料3、「食品流通の効率化等に関する研究会」論点整理（案）について簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。この資料については、あらかじめ各委員に御説明なり、資料を送付させていただいておりますので、ポイントだけ説明させていただきたいと思っております。

まず、「はじめに」のところの最初の段落でございます。食品流通の性格として、安全で良質な食品を生産者から消費者まで、安定的かつ効率的に供給する役割を担っているということ、その的確な機能発揮を図るため、各般の施策があるということでございます。

それから、食品流通を取り巻く情勢について、経済社会構造あるいは生活スタイル、消費者ニーズが変わるということと、輸入食品の増加等の供給構造が変わっているということで、これに対応して食品流通の効率化、高度化をはじめとする構造改革が求められているということでございます。特にデフレ経済が継続する等の中で、ニーズにこたえていくためには生産・流通を通じた高コスト構造の是正ということが喫緊の課題であるということでございます。

本研究会のこれまでの経緯でございます。関係者からのヒアリングを行ったということでございます。

それから今後の方向について、この論点整理の位置づけでございます。今後さらに検討を深めるに先立って、現状認識と基本的な方向について取りまとめたということでございます。

2ページ目でございます。食品流通の現状と課題について、前回の骨子の段落に合わせて整理させていただいております。

食品流通を巡る状況の変化といたしまして、まず消費者の食料消費等の動向。いわゆるニーズでございます。高齢化、健康志向の高まりなどを背景として、安全性や安心に対する要求が高まっているということ、あるいは生活スタイルの変化、デフレ経済の継続等を反映して、外食、中食等の食の外部化、利便性・簡便性を追求するほか、食品の品質・機能性等に応じた価格選択の志向が高まっているということでございます。

それから購買行動でございます。土日のまとめ買い、単身者を初めとした最寄り当用買いの増加に対応して、大規模小売店、コンビニエンスストアからの購入割合が増加しているということでございます。

それから、国民の食の安全・安心に対する関心の高まりに伴い、「顔の見える

商品」等への志向が高まっているということ、さらには情報の提供等の対応が求められているということでございます。

それから、産地の動向でございます。産地は、農協の合併等による大型化が進展しているということ、それに伴い出荷ロットの大型化、安定的な出荷先の確保が進んでいると。

また、価格低下や輸入農産物との競争に対処するという観点から、生産者の手取りを確保するために、高付加価値化、流通コストの削減が進められているということでございます。

こうした中で、出荷先となる卸売市場の絞り込みが行われているということ、あるいは直接取引、消費者への直接販売等の多面的な販路が開発されているということでございます。また、食の安全・安心に対する関心の高まりにこたえるため、契約栽培や直接販売が拡大する傾向ということもございます。

次に外食・中食の動向でございます。加工・外食等の実需者サイドは、消費者の健康志向、食材に対するこだわり志向というような要請にこたえるとともに、経営の安定や効率化を図るため、食材調達に関して、継続的、安定的なルートの開発を進めているということ、そういう観点から契約栽培や海外からの調達への依存が増加しているということでございます。

それから食品卸売業の動向でございます。大規模小売チェーンの拡大や直接仕入れが進む中で、加工食品卸売業では、小売業界等のニーズに対応する品ぞろえの拡大とあわせて、再編・統合や系列化が急速に進んでいるということでございます。一方で、生鮮食品卸売業では、比較的再編が進んでいないということでございます。

また、海外の流通資本の進出や異業種の食品の卸売、物流分野への新規参入が増加し、チャネルの多元化も進んでいるということでございます。

食品小売業の動向でございます。食品スーパー、コンビニエンスストア等のシェアが拡大しているということ、経営面では、近年の景気低迷や価格不振等の影響を受けて、生産性や収益性が低下しているということでございます。

食品スーパー等の量販店では、消費者の健康志向や安全に対するニーズに応えるため、特別の栽培方法、品質管理にこだわった商品の品揃え等のブランド化に取り組んでいるということでございます。低価格競争を展開する中で、ローコスト管理の徹底を進める一方、バイイングパワーを背景とした納入業者への過剰な要請が問題になっているということもございます。

一方、食品専門小売店は、対面販売など地域に密着した食品販売活動で消費者の食生活を支えるとともに、大規模小売業との公正な競争を通じた消費者への多様な選択の提供というような機能を果たしているということでございます。しかしながら、近年、担い手の高齢化、後継者難等から店舗数が減少傾向にあることから、商店街において空洞化が生じ、モビリティの低い消費者などの地域住民の利便性の低下を招いているとの指摘があるということでございます。

卸売市場流通でございます。生鮮食料品流通においては、卸売市場流通が基幹的な役割を果たしているということでございますが、市場経由率が低下する傾向、あるいは価格が低下しており、取扱金額が減少しているということでございます。

生鮮食料品流通の広域化や産地の大型化、遠隔地化が進んでいるということ、

卸売市場の集荷先の広域化、さらには生産者の出荷が大規模集散市場へ集中する中で、中小の卸売市場では集荷力が低下し、転送に依存する割合が高くなっているということでございます。

こうした環境の中で、取扱金額の低下に比べコスト削減が進まず、卸売業者、中卸業者の収益性が低下し、経営が悪化しているということでございます。

5ページは食品流通全体の効率化の基本的な考え方でございます。こうした食品流通を取り巻く状況に対処するため、食品流通全体を通じたコスト削減、合理化などの効率化、あるいは消費者ニーズや社会経済情勢の変化に柔軟に対応するシステムの整備が必要だということでございます。

こうした効率化に当たりましては、食品を最終的に消費する消費者の利益を第一に考えたシステム構築を最優先すべきであり、そうした中で消費者が多様な選択ができるようにすることが重要ということでございます。

このためには、民間の自由な競争環境の拡大を基本として食品流通の効率化を促すことが必要であり、そのためには規制緩和を進めることが重要ということでございます。

この場合、食品の安全性や円滑かつ安定的な供給の確保など消費者の利便確保に配慮し、食品流通システムの円滑な機能発揮を図りつつ、確実な改革を進めていくことが必要ということでございます。

こうした取り組みを通じて、市場流通と市場外流通のさまざまな流通が相互に競争して、全体として利便性の高いシステムを構築していくことが重要ということでございます。

それから、3の食品流通の効率化等の具体的な方向の物流の改善でございます。ITの進展、物流技術の革新等を踏まえて、これらの技術の積極的な導入・活用を促進することが必要ということでございます。

特に、多様化、複雑化する消費者や実需者ニーズに対応するためには、ITの導入・活用が喫緊の課題ということでございます。

また出荷段階において、選別や調製の時間短縮等の効率化を図るための規格の簡素化、あるいはコンテナ輸送の活用を検討することが必要ということで、こうした取り組みは、環境負荷低減にも寄与するということでございます。

それから食品の流通のフードシステムとしての連携・協調でございます。生産者から消費者へ届く供給行程において、多数の関係者が役割を分担し、連携することによって機能しているわけですが、こうした関係者が品質管理、効率化、情報伝達等の取り組みについて連携が十分でないことから、そうした取り組みの効果発現が低下するというふうな問題が生じているということでございます。

これらの課題に対処して、生産、流通、消費の流通ルートに携わる関係者が、効率化や商品供給力の向上のために、一連のフードシステムとしての連携・協調が必要だということでございます。

それから加工、調製への対応でございます。業務用需要あるいは消費者ニーズに対応するため、生産サイドと流通サイドが一体となった商品開発、供給を行うということ、さらには生鮮食料品についての一次加工へのニーズに対応するため、生産・流通段階における効率的な加工・調製を進める必要があるということでございます。

こうした一次加工流通の促進は、流通の効率化に加えて、農山漁村の地域振興や環境対策を図る上でも効果が期待されるということでございます。

次に食品流通の担い手の活性化でございます。生鮮食品卸売業について、収益性が低下しているにもかかわらず、再編・統合等の合理化・効率化が遅れているということでございます。経営の効率化、事業体質の強化を図るためには、合併・統合、連携を進めるとともに、加工、サービスの充実など業務の多角化を進める必要があるということでございます。

さらに、専門小売店でございます。消費者の身近に接している利点を生かして、加工・サービスの取り組み、こだわり志向への対応等、それぞれの地域の特性や小売店の個性を発揮するという、さらには個別事業者がネットワーク化することによって集中仕入れ、鮮度管理等の協業化を進めるなど、魅力ある店舗づくりが求められているということでございます。

それから食の安全・安心への対応でございます。流通段階においても食の安全・安心への要請に応えた的確な対応が一層重要だということでございます。

このため、品質管理や適正な表示の徹底、あるいは一貫した品質維持を図るためのコールドチェーンシステムの整備、さらには生産・流通段階における情報を確実かつ正確に消費者に伝達するということからトレーサビリティシステムの整備が必要だということでございます。

次に8ページの卸売市場流通についてでございます。まず市場流通システムの評価でございます。卸売市場は、国民の食生活に欠くことのできない生鮮食料品等の流通において、安定的な供給や公正な価格形成等の機能を有し、基幹的な流通機構としての役割を果たしているということでございます。

しかしながら、近年、情報化の進展あるいは流通技術の発達により、消費者、実需者のニーズや商品特性に応じた多角的な流通経路が展開されている中で、市場経由率が低下しているということでございます。

それから卸売市場の品揃え機能でございます。欧米における生鮮食料品の流通とは異なり、我が国では多様な生鮮食料品を食する食文化が形成されているということでございます。こうした中で、市場は優れたワンストップショッピング性を発揮することにより我が国の食文化に適合した生鮮食料品の流通の効率的なシステムとして機能しているということでございます。

一方で、卸売業者と仲卸業者との対峙関係の下で公正な競争による取り引きの実現が図られているわけですが、この役割分担により情報の共有化が十分に行われていないということ、あるいは消費者のニーズや産地の商品情報の円滑な伝達、的確な対応の遅れを招いているとの指摘があるということでございます。

特に、差別化商品の供給や、量、価格、品質面での安定的な商品の供給において、消費者や実需者のニーズに十分に届いていないのではないかという指摘があるということでございます。

9ページは卸売市場の集分荷機能でございます。大量かつ多品目で多様な生鮮食料品を取り扱うことから、流通関係者が一堂に会して取り引きを行うことにより極めて短時間のうちに確実に集分荷を行う効率的なシステムとしての機能を持っているということでございます。

一方、こうした集分荷機能を確保するため、原則として卸売市場内に全品を搬

入して取り引きすることになっているわけですが、このことが市場の狭隘化や、物流技術の進展、大規模小売店の郊外展開等への柔軟な対応の遅れになっているということでもあります。

次は価格形成機能でございます。生鮮食料品の価格形成は、中央卸売市場が全国的な指標としての機能を果たしておりますが、一方で多様な流通ルートがございます、そうした中でサービスやルートの違いにより多様な価格形成があるということでもあります。

代金決済機能でございます。出荷された農水産物について、全量引き取り、期日内の確実な代金決済を保障するシステムとして、国内農水産業にとって重要な販路を提供しているということでもあります。

反面、全量受託システムが出荷される農水産物を原則として差別なく引き受けることにおいて、優位な産地の健全な発展・育成に悪影響を与えているという指摘があるということでもあります。また、食に対する安全・安心の要請にこたえるため、衛生チェックの強化、トレーサビリティに対するニーズへの的確な対応等、食品の安全性確保への充実強化が必要となっているということでもあります。

次に10ページ、卸売市場流通の効率化を図る上での考え方でございます。基本的には民間事業者による営業活動として担われているということで、効率化を進めるときに、食品流通ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、民間による経営革新の積極的な発揮を促進することを基本とすべきであり、そのためには規制緩和等制度の見直しを進める必要があるということでもあります。

その際、国民の日々の食生活に欠かすことのできない安全で安心な生鮮食料品を安定的に供給する役割を担っていることを十分踏まえる必要があるということでもあります。

また、卸売業者等の経営問題でございます。民間企業として一層の自己責任に基づき対応すべきでありますし、そのためにはビジネスによる経営革新、意識改革が重要だということでもあります。

3の卸売市場流通の効率化等の方向。まず業者の連携強化でございます。需要サイドの情報の正確な把握と需要に対する的確な供給が重要でありまして、そういう観点から卸売業者、仲卸業者が産地、実需者等と連携して、消費者情報や商品情報の提供、商品開発等の機能を充実することが必要ということでもあります。

こうした取り組みは、食品専門小売店等の中小事業者の安定的な調達や活性化にも資することが期待されるということでもあります。

それから物流面での効率化等でございます。ITを取り入れた流通手段が進んでいることから、市場流通でもこうした技術を積極的に進める必要がありますし、そのためには商物分離取引の拡大等市場取引等に関する規制の緩和が必要だということでもあります。

また、交通事情や物流技術の向上により流通の広域化が進んでおります。こうした中で、品ぞろえ、集荷力の向上、効率化を図るためには、1つの市場だけでなく複数の市場が連携して機能を分担する必要がありますし、そのためには規制の緩和が必要だということでもあります。

特に、地方の中小の卸売市場においては、中核となる卸売市場を中心として周

辺市場がネットワーク化することが必要だということでございます。

次に卸売市場の効率的な整備・運営等でございます。中央卸売市場については、地方公共団体が市場の整備、運営をすることになっているわけですが、卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するためには、市場経営の一層の効率化を図ることとし、例えば、整備手法の多様化や関係事業者が自主的な整備を行うなど民間活力の活用によって市場の整備・運営の多様化を図ることが必要だということでございます。

また、大型小売店、外食等の広域チェーン展開、首都圏等の交通混雑に対応して、市場の配置についても見直すことが必要だということでございます。

それから卸売手数料の弾力化でございます。卸売業者が、出荷者や買受け者のニーズにこたえて、取引内容やサービスの多様化に即応した柔軟な収益構造を実現すること、あるいは市場流通が魅力ある発展を図るためには、機能・サービスに見合った手数料を弾力的に徴収できるようにすることが必要ということでございます。

その場合、卸売業者が手数料収入に大きく依存していること等を踏まえ、一定期間をかけて検討する必要がある。また、あわせて業務等に関する規制の緩和、卸売業者の合併等の経営対策を検討する必要があるということでございます。

それから事業者の体質強化でございます。環境が非常に厳しくなる中で、卸売業者、仲卸業者の収益状況が悪化し、財務内容が劣化している業者も出ております。卸売業者については、財務基準に基づく自己責任により一層の経営改善を進めるとともに、仲卸業者についても経営の自己管理と改善を促す必要があるということでございます。

それから産地や小売の大型化に対応して、市場の機能強化を図ることが必要だということでございます。このため、卸売業者、仲卸業者について、業者間の合併・統合を進めるとともに、業務内容の拡充・多角化等企業活動の自由度を高めるような規制の見直しを図ることが必要ということでございます。この場合、市場の再編・統合を進めることも視野に置いて検討すべきということでございます。

13ページ、取引の情報開示でございます。自由な取り引きの幅が拡大しているということですが、一方、決定過程が当事者間でも明確でないという指摘がありまして、健全な発展を図るためには、市場の役割と市場関係事業者の民間企業としての活動との関係も踏まえ、取り引きの情報開示のあり方について検討することが必要ということでございます。

それから食の安全・安心の確保への取り組みでございます。卸売市場は生鮮食料品流通の基幹的な流通機構としての役割を果たしていることから、卸売市場段階における食品の安全性確保の一層の徹底・強化が重要でございます。また、取扱商品にふさわしいトレーサビリティへの的確な対応が求められているということでございます。

最後でございますが、この論点整理をもとに、さらに食品流通の効率化・高度化のあり方について検討を深めるということでございます。その場合、行政における制度見直し等の検討とあわせて、食品流通業界がみずからの問題として取り組むべき課題について明確にすることが重要ということでございます。また、こうした構造改革を進めるに当たっては、可及的速やかに、その円滑かつ確実な実

施を図るためにも、改革のビジョンと具体的なスケジュールを明確にすることが重要ということでございます。

以上でございます。

高橋座長 どうもありがとうございました。

意見交換

高橋座長 それでは、ただいま説明いただきました論点整理（案）について、およそ1時間余り意見の交換を進めていきたいと思っております。意見の交換は大きく3つに分けて進めていきたいと思っております。最初に論点整理（案）全体についての御意見を伺いたいと思っております。2番目に論点整理（案）の各項目ごとの御意見をいただきたいと思っております。したがって字句の修正等については2番目のところで御意見をいただければと思っております。3番目でございますが、論点整理を踏まえて、今後これを具体化していくに当たって御意見をいただければと思っております。

それでは、最初に論点整理（案）全体につきましても御意見をいただければと思っております。既に事務局から事前に御説明いただいて、そのときにもいろいろ御意見をいただいておりますが、せっかくの機会でございますので、全体を通しての御意見をいただければと思っております。どなたからでも結構でございます。

ございませんでしょうか。

斎藤委員。

斎藤委員 全体的なことということで、「効率化等」という表現があります。効率化論、これは流通システムの重要な問題でございますが、効率性と相反する原理がございます。「公正」というのが随分この中に入っております。「安全性」というのも入っております。実はこの3つは同時に進むわけではないのですね。かなり矛盾を持っている部分がございます。ですから、それを並列的に書かざるを得ないというのはよくわかるのでございますが、例えばバイイングパワーについては、効率性がつくことが場合によって公正性に欠けているとか、ただ網羅的に並べるのではなくて、その辺の指摘がどこかにあると、原理原則論が少し見えてくるのではないかという感じがいたします。

つまり、効率性だけ追求してしまうと安全性に問題が発生する、安全性だけでやれば効率性に問題が発生するというものも当然あるわけでございます。確かに全体的に効率性でございますが、ほかのところとの関係、バランスということも配慮して、原理原則論を簡単に、どこかに説明が欲しいなという感じがいたしました。

高橋座長 具体的に、この辺にこういう字句の修正をとということがあれば2番目の議題のところで発言いただければと思っております。

ほかにございませんか。

では甲斐委員。

甲斐委員 大変いろいろな意見があった中で、全部網羅してといたしますか、漏れなく挙げていただけたことは大変ありがたいのですが、これは今後の問題になるのでしょうか、検討課題が挙がっているということで、特に結論的にこう進めたらいいという絞りが足りていないという印象を得たのと、私ども消費者を呼

んでいただいたのはありがたいのですが、消費者は反射的利益でありまして、今の経済構造からいいますと生鮮食料品からいただくのは2割になっていますね。8割を担っているのは流通とか加工業者とか、実需者のところが大きい。そういうことからしますと、卸とか仲卸にかかわっている方、代表が出ておられますけど、実務的に、理想はわかっているんだけど、実際に行うときにどこが困難なのか、規制緩和と言うけど、どういう規制があって、どこを緩和したらどういう結果になるかというところまではとても素人では読めないのですね。そこら辺の方々の議論というのは、もちろんこれが上がってくるまでに土台はあったかと思うのですが、その辺がよく見えていないという感想を持ちました。今後に期待します。

高橋座長 それでは3番目の議題のときに具体的に提案がございましたら。

ほかにどなたかございませんか。

それでは私から、この論点整理(案)ができる前に4回か5回ぐらい、事務局と私のところで詰め合わせがございました。最初から見ますとかなり整理されて、あるいは国として行うべき方向をそれなりに明示している表現になったのではないかと思います。関連して事務局から説明いただきたいのは、全国中央卸売市場協会から7つの提案というのが出ております。これは今後絞り込むべき課題、甲斐委員から出ましたような内容に関連することですので、前段でちょっと説明いただければと思います。

平尾流通課長 座長からお話がございました、全国の中央卸売市場の開設者の協会が先般、市場流通制度のあり方について7つの提言をされ、私どもも頂戴しております。概要を用意させていただきましたので、お配りさせていただきたいと思います。

7つのポイントでございますが、お手元の概要に書いてありますように、消費者ニーズに対応した品ぞろえを実現するための規制緩和という観点、それから生産者の安定的な出荷場所としての機能を強化するための観点、それから物流の効率化の観点、2ページでございますが、地域や市場の流通実態に応じた規制の見直しという観点、それから事業者の経営努力を促すための措置という観点、安全・安心に対する新たな規制ということ、それから各種届出等の簡素化という7つの課題に整理されております。その中身については、具体的な規制の細かい点について開設者としての考え方を整理をされたと拝聴しているわけでございます。今後、関係者の御意見も踏まえて具体的な規制緩和のあり方、あるいは制度検討のあり方をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

高橋座長 これは概要版でございますが、冊子はかなりの厚いものでございます。具体的に法律の第何条何項をどのように変えるべきだという提案まで含んでおります。それに対して私どもの研究会はそのような具体的なものではなくて、改革の方向性を明示することになっております。恐らくは、このような改革の雰囲気を整ってくれば具体的な改革の提案が今後整理されると思いますが、本日はそういうことを背後に持ちながら、この論点整理、基本的な方向について確認できればと思っております。

さて、全体を通じて何か。

藤原委員。

藤原委員 7回開催しまして、今日が8回ですね。この間、それぞれの代表の

方々の意見が、欲を言うとたくさんありますけれども、大変よくまとまっているのじゃないかと思います。これを参考にした形で改善する必要があるだろうと思いますけれども、大変まとまりがいいなと、私はそう感じております。

高橋座長 ありがとうございます。

高梨委員。

高梨委員 私も消費者の立場からなのですが、食の安全・安心への対応というところで、この中に盛り込めるかどうかわからないのですが、1つの方向性として、何か問題があった商品が流通して、それが拡散してしまう前に対応できる体制づくりというようなものの中に盛り込んでいただけたらと思います。

高橋座長 そのことについては項目別のところで、トレーサビリティという言葉の中に含意があるかないかというようなことをひとつ検討していきたいと思えます。

よろしゅうございますか。

それでは、2番目の各項目ごとの意見をいただきたいと思えます。「はじめに」というのは、ありましたらいつでも結構でございますが、最初に2ページから4ページにかけて、食品流通の現状と課題の1の食品流通をめぐる状況の変化という項目について、どなたか御意見をいただければと思えます。

全般的な食品流通をめぐる背景を整理されているところでございます。3ページに参りますとそれぞれの業種の立場の問題について論じて、最後に卸売市場流通について書いてございます。これはある意味で総説的なものでございますから、特によろしゅうございますか。

持丸委員。

持丸委員 4ページの一番最後の項目ですが、卸、仲卸の収益性が低下して経営が悪化しているというところですが、卸さんの方はわかりませんが、私も仲卸について、数字を見ていただければわかるのですが、多分利益率は上がっております。しかし最終収益は下がっていると。これがどこから来るかというのがここには書かれていないので、これでいいのですが、一言申し上げたいのですが、仲卸の収益の中で流通コストを吸収している部分がございます、収益とは関係ない、例えば配送費ですとか、そういう問題が全部かかってきますので、これは卸売市場協会の年次の調査で全部出てまいりますので、この辺はお心にとめておいていただかないと後ほど問題になってくるだろうと思えます。

高橋座長 学術論文では注をつけまして、それを細かく説明するんですが、政府の文書ではそうもいきませんが、そういう発言は議事録に当然とどまるだろうと思えます。

ほかにございますか。

下山委員。

下山委員 2ページ目の産地の出荷・販売の変化というところの2行目、「出荷ロットの大型化、安定的な出荷先の確保が進められている」ということで、この文言の中に安定的な出荷先の「多元化」が進められていると。出荷先は卸売市場流通以外にもあるわけですけど、そういう傾向が進んでいるんじゃないかなという意味です。

高橋座長 「確保」ではなくて「多元化」という表現の方が適切ではないかと

いう御提案ですね。

そのことについて、委員の皆さん方、何か御意見ございますか。

事務局の方は。

平尾流通課長 文章について御議論を賜るべきところでございますが、流通の多元化ということにつきましては、下山委員の御趣旨は、その下のパラグラフに直接取引や直接販売等の多元的な販路の開発が進められているということで受けさせていただいているわけでございますが。そういう趣旨で私どもはここに書かせていただいております。

高橋座長 確かに、「安定的な出荷先の多元化が進められている」となると文章として少し整わないので、大型化、安定的で多元的な出荷先の確保ということになりますか。「多元的な」ということはほかにもあちこちに出てきていると思うのですが。

ただ、どうでしょうね。多元化が進んでいる産地もあるけれども、多元化が依然として進まない産地も多いのではないですか。下山さんのところはかなり多元化していますけれど。どうでしょう、その辺は。

下山委員 ではこのままでいいです。

高橋座長 そうですか。

川野委員。

川野委員 大したことではないんですが、3ページの下から2番目の、「食品小売業では、食品スーパー、コンビニエンスストアなどのシェアが拡大しており」ということで、確かに拡大していると思うのですがけれども、食品の小売企業の寡占化、トータルとしてのシェアの問題と、それぞれの業界の中における企業の寡占化がこれからますます進んでいくと思うんですね。現状としてはシェアが拡大しているのかもしれませんが、シェアの拡大の中で寡占化も進むということ的前提を考えていかないと、効率化で問題の解決ということになっていかないのではないかなと。

高橋座長 寡占化による弊害が出てくるおそれがあるのではないかという御指摘だと思うんですが……

川野委員 弊害というより、現実として寡占化が進むと。いい面もあるわけですね。ですから「弊害」と言うちょっと違うので。

高橋座長 ヨーロッパの場合、例えば大手スーパー、量販店の1位から5位までの食品流通におけるシェアが、たしか6割から7割。それに対して日本では10%程度なのですね。ですから欧米に比べて寡占化の度合いはそんなに進んでいないといろいろな統計資料から言えると思うのです。というのは、リージョナルスーパーがかなりウエートを持っていることが日本の特徴ではないかと思っているのですが。

川野委員 確かに欧米に比べて、日本は食文化が違いまして、食に対する生活者の皆さん方の楽しみ方とか、こだわり方とか、そういう意味での要求水準が相当高いですから、いわゆる寡占化は欧米ほど進まないと思うのですがけれども、現実の問題として、例えば今まで大型店舗法なんていう法律があって寡占化の方向に進む規制がございましたけれども、これからはそういうものもないですから、欧米ほどではないにしても寡占化が進むと、そのことは前提として考えた方がいいということでございます。

高橋座長 具体的な文言の修正ではなくて、そういうことを含意しておく必要があるだろうということですね。

齋藤委員。

齋藤委員 文言にかかわって申し上げますと、基本的にはGMSの大きな転換、業態の問題をもっと積極的に挙げるべきで、一方では欧米型の大規模化が進んでいるわけです。ジャスコ等を中心にしながら。もちろん日本的な面もございませぬけれども、それがかなり効率性を上げ、収益を上げるための戦略としてこれまで機能してきたわけです。それが抜けて、すぐ食品スーパー等の話になってしまうのも片手落ちかなという感じもしないでもございませぬ。GMSの大きな転換、それが日本の今の小売業界の最もダイナミックな変化でございますので、それが全くないというのも変だと言えば変でございます。

それと、川野委員がおっしゃった意味は、地域的なレベルでは激しい競争なんですよ。だから「地域的なレベルで」という表現があれば私は別に構わないと思っていますけれども。寡占というか、競争関係が非常に深刻になっているという表現は可能かもしれません。

井本委員 現状、シェアが拡大するという以上に、寡占化の方向に向かって進んでいるというニュアンスが入っていた方が、特に今後5年間ぐらいを展望するとね。ということの意味していると思うんですね。ウォルマートが西友を実質的な子会社化し、それに対応してイオンが食品スーパーをみずからの傘下に組み入れるという動きは、ダイナミックに展開されて、その結果として食品スーパーの合従連衡が起こっているわけです。現実には、この先、寡占化の方向が見えているわけですよ。そこが抜けているなという感じはあります。

高橋座長 それは学会等でも議論の最中でございますので、私はやや消極的ですね。

さて、それはどうしてもということではないというふうに私は理解しますので、もう20分たってしまいました。前に進んでよろしゅうございますか。

田中委員。

田中委員 寡占化が進むぞという一方では、4ページに食品専門小売店のことが触れられておりました、先日お願いしました店舗数の減少ということが「減少傾向」ということで表現をしていただきました。ただ、後継者確保難という一言で減少傾向というものが表現されてしまうのはちょっとつらいなという気がしております。実は単独店、食品専門小売店はほとんど単独店だと思うんですねけれども、こういう方々がなぜお店を閉じるか、これは必ずしも後継者難だけではないと思っております。圧倒的な背景は経営が厳しいからです。厳しさをつくり出している背景は、経営資源としてのネットワーク機能が店舗経営の背景にないということです。物流の問題にしましても、情報の問題にしましても、単独店では解決し得ない経営資源でございまして、組織化ではなくて、ネットワークというものを背景にしなければ、ますます減少傾向が続くわけですので、そういったものを背景に経営を再構築していくという示唆がぜひいただきたいなと実は思っているわけです。

高橋座長 具体的に何か提案がございませぬか。

田中委員 はい。例えば情報のネットワークにしましても物流のネットワークにしましても、現実も一般小売店の中で、ボランタリーチェーンという背景では

動いているんですね。しかも、何か食の安心・安全ということで問題が起きたときに、川上にはトレーサビリティということでさかのぼっていけますけれども、末端、どういう状況で広がって、それを回収しなければならないのかといったときに、単独店ではどういう状況でその商品が扱われているか確認できにくいわけですね。

高橋座長 7ページにネットワークの問題が出ておりまして、現状認識では、ネットワークが進んでいるのであれば問題が出てこないわけですので、現状としてはまだ十分でない。しかし展望としてはネットワークが必要だという論法でここで書いてあるのですが、それでよろしゅうございますか。

田中委員 わかりました。

高橋座長 横川委員、何か。

横川委員 外食の方で、3ページ目に外食、中食等の動向の中であるのですが、今この業界の中で起きていることは、加工度が変わることによって流通が変わるんですね。これが触れられていないので、契約栽培や海外からの食材調達だけ、ただ素材を買ってくるという時代ではなくて、例えば日本に入ってきたまぐろが中国へ行って加工されて再輸入されるということも含めて、流通が複雑化しています。この辺の外食の動向がないことと、そうなるようになっていくときに、品質管理システムができてくると流通システムが全く変わってしまうんですね。この辺のところが入っていないので、ほかに書くところがあるのか、提案されているところがあるのか、ちょっとお聞きしたいのですけど。

高橋座長 どこかほかにありましたね。

平尾流通課長 生鮮食品の加工・流通の問題でございます。方向性の方としては、6ページの加工、調製への対応ということで、外食、加工等の業務用需要に対応するため、一次加工品へのニーズが拡大しているので、そういうことを進めなければいけないと書かせていただいております。

横川委員 流通体制の整備というのは、温度管理も含めて、加工システムなんかもここに入ってくる、トレーサビリティの方にも絡んでくるのですけれども、入るといふふうに理解をしてよろしいでしょうか。

平尾流通課長 はい。

横川委員 結構です。

高橋座長 時間が大分たちましたが、の1についてはよろしゅうございますか。

それでは、5ページの2、食品流通の効率化の基本的方向。ここではかなりいろいろ思い切った方向性を出しております。例えば3番目の「・」のところは、民間の自由な競争環境の拡大を基本とし、規制緩和を進めることが重要であるとか。それから一番下の「・」のところでは、卸売市場と市場外のさまざまな流通が相互に公正な競争を行い、食品流通全体として、効率的で利便性の高いシステムを構築するというように、かなり踏み込んだ表現がございます。このことについていかがでしょうか。

甲斐委員。

甲斐委員 これは効率化の委員会ですが、効率化といいますと私どもが要求しています安全性と裏腹の問題が出てきます。効率化一辺倒でいいのかということの監視みたいなものがないと気になるところだなと思うのです。それはどこに

入るかわからないのですけれども、例えば環境の負荷なんかも後から出てまいりますけど、反射的利益というか、環境負荷を少なくするということが一人歩きはできないので、それで経済性も保てるということがあって初めて実用化するのもかもしれませんけど、環境問題がこれだけ浮上しているときですので、後で申し上げますけど、環境のところでももう一言欲しいなと思ったのと、安全性の問題で言いますと、つい先頃カット野菜、私、加工品が出回ることに全然異議を申さないのですが、加工する方たちの意識、自己責任を全うするだけの資質をそれぞれの方が持っていらっしゃるかどうか、技術ばかり進んでいますので、技術に対する安全性の認識というのが、食べる側の消費者と同一のところを持っておられるかどうかというところがとても気になるところなのですけど。

高橋座長 今回の御発言は、5ページの上から2番目の「・」のところ、「食品流通の効率化に当たっては」という文言の中にチェック機能を書いてあると私は読んでいるのですが、いかがでしょうか。

甲斐委員 利益形成の方に頭が行ってしまっていますから。

高橋座長 その後に、安全・安心な食品を安定的かつ、ここに「効率的」と……。

横川委員 「利益」というのはコストを落とすという言葉ではないことを御理解いただきたいんですね。付加価値をつくるのが利益が出るということになりますので、実は環境と安全と効率とおいしさ、このバランスでつくっていきますので、そこを御理解いただかないと、もうけるということは質を落とすとか、コストをカットするというふうに見られがちですが、そうじゃないので、商売をやる立場としてちょっと申し上げておきたいので、そこも御理解を……。利益というのは、価値をつくるからもうかるのです。あるいは、たくさん売れるからもうかるのであって、もうけ方の中身が違いますのでね。

甲斐委員 価値の共有がなければだめで……

横川委員 そうです。おいしさということも大事ですし、安全も大事ですし、今は環境が加わりましたし、そして効率という、このバランスが崩れたことが実は大問題になっているわけですし、これをきちっとしていくことが大事ではないかと思えます。

甲斐委員 価値を共有するための情報が、今ドッキングしてないですね。

横川委員 ないところもあるとおっしゃっていただかないと、おっしゃるようなこともあると思いますが、そういうことができない企業が収益が悪くなっていて、あるいはおかしなことをして倒産に追い込まれたり合併をしたりということになっていくと思えますので、効率が悪くなると経営が存続しなくなるんですね。存続しなくなると競争原理が失われてしまいますから、「効率」が悪い言葉のようにとらえていただくと少し困りますので、きちっと入れておいていただいているのではないかと思います。

高橋座長 5ページの2つ目の「・」の消費者の利益というのが、経済的な利益ではなくて、もう少し幅広い意味であるということを含意していただければと思います。

下山委員。

下山委員 前に東京都で、卸売市場で出る例えば野菜くずとか、ごみの問題の検討が行われました。そこで、堆肥化の話があり、一応結論は出たのですが取り

組みが進まなくてぼしかった経過があります。現実に今、卸売市場で出る野菜とか魚類とかを含めて、ごみ類は焼却しているわけですね。この量が私は相当あると思うのですが、食品流通を討議する場合、この問題が抜けているのではないかなと思うのです。そのことについての取り組みは当然入れるべきであると思います。

高橋座長 卸売市場あるいは流通にかかわる環境問題は、どこかに指摘がございますか。

平尾流通課長 私ども、御指摘賜っております食品の安全性、環境問題、あるいは安定供給というのは、食品流通を考える際の基本的な課題だと思っているわけでございます。効率化を進めるための規制緩和等々、あるいは高度化を進めるための規制緩和等々を進めるわけでございますが、この場合の留意点といたしまして、5ページの「・」の4つ目に「この場合、食品の安全性や円滑かつ安定的な供給の確保など消費者の利便性確保に配慮し」と、基本的な課題をきちんと置いた上でというふうに書かせていただいております。そういう意味で、「など」で私どもは受けているつもりでございますが、明示的に環境への対応ということが必要だということでございましたら、検討させていただきたいと思っております。

高橋座長 環境への対応というのは、どこに入れるかはわからないけれども、入れることを私も期待したいと思います。

井本委員。

井本委員 2の食品流通の効率化等の基本的な考え方の文章は、この文全体について、最もよくできている文章だと思って、まさにこのとおりに進んでいけば大変いい方向に行くのではないかと考えておりますので、2の精神に則ってすべでの改革を進めていただきたいと思いますと思っております。

高橋座長 ありがとうございます。

それでは、その精神に則って3の食品流通の効率化等の方向を検討していきたいと思っております。5ページの最後から7ページまでですね。ここでも幾つか重要な指摘があると思っております。何か御意見をいただけましたら。

斎藤委員。

斎藤委員 ITの話でございますが、これは一番重要な項目として常に出て、実はここではまともに議論したことがないという大変不思議な項目でございます。この中身につきまして、手放しにいいじゃなくて、問題もかなり抱えているんですね。例えば量販店等がEOS発注したり、いろいろな発注の仕方によって産地や仲卸さんが対応が難しくなるわけです。と同時に、産地サイドあるいは市場サイドがかなりのコスト負担を強いられるということも一方ではございます。ITの中身がほとんどこの説明ではわかりません。やたらとITが出るだけで、Eコマースのようなものを連想されているのか、それとも発注の仕方まで含めるような情報化を想定されているのか、とにかくいいことづくめで説明がありまして、これでいいのかと。ここでこの問題についてきちんと議論してないのですね。これはちょっと私ひっかかります。一番重要な項目として必ずITが出てまいります。

高橋座長 具体的に何か提案がございますか。

斎藤委員 ITの意味をもう少しわかりやすく、ITだけじゃなくて、どういうものであるのか、発注という説明なのか、Eコマースみたいな説明なのか、も

し分けられれば分けて……

高橋座長 どういう含意があるのかということをお説明いただきたいと思いません。

平尾流通課長 研究会の中でも資料として説明させていただいたり、御議論も何回かいただいて、今日はお休みであります神田委員からもITの問題は御指摘をいただいたわけでございます。私どもは、これだけ消費者のニーズが多様化している状況、あるいは流通のルートなり取引の実態が複雑化してくる中で、効率的にマネジメントするためにはそれを支える技術基盤が必要だと考えておりますし、これは委員も同じお考えだと承知しているわけでございます。

ITの考え方につきましては、6ページの2つ目のパラグラフ、「特に、今後、多様化、複雑化する消費者や実需者のニーズに対応し、取引や物流の多様化などのきめ細かな対応を効率的かつ確実に実施する」という観点から、ITの導入・活用が必要だと考えているところでございます。そういう意味では、いろいろなITの使い方、委員の御指摘のようにEコマースみたいな取引の手段というものもでございます。あるいは受発注の手段、あるいは商品の物流管理の手段等々あるかと思えます。私どもは幅広く考えているわけでございます。

一方、御指摘がございましたITを使っていく中での各種の取引引き上の問題は、確かに発注の時間の短縮化等々あるわけでございます。それはITによって発生するというよりも、まさに取引のあり方ではないかと思っております。そこは先ほど御議論賜りました3ページの一番最後の行、「低価格競争を展開する中で、ローコスト管理の徹底を進める一方、バイイングパワーを背景とした納入業者への過剰な要請」等々、こういうものを問題視しております。それは取引引きとして別途整理をすべきことではないかということでこういう整理をさせていただいているわけでございます。

高橋座長 斎藤委員が発言されましたように、IT問題そのものを具体的にこの場では論議しておりません。これを行うとすれば、もう少し専門性の高い委員のもとで論議を進める必要があるかと思えます。ただいまの説明でよろしゅうございますか。

斎藤委員 はい。

甲斐委員 よろしいと思うのですが、活用の促進が喫緊の課題であると言っているのかどうか。内容を皆さんが正しく共有するためには結構時間がかかるというか、能力の要ることだと思うのですね。

高橋座長 あえてこの形容詞を入れる必要があるのかということですね。

その点については。

平尾流通課長 緊急性の問題はいろいろ御議論があることかと思えますが、私ども、流通全体のIT化の取り組み、ITによる効率化の取り組みというのは食品流通が著しくおこなわれていると認識しておりますし、データの的にもそういうことが出ているわけでございます。我が国の食品流通、各国と比較して非常に多様化しております。なかなかITの取り組みが難しいという現状を踏まえつつ、急がなければならないと思っているわけでございます。

高橋座長 それでは、よろしゅうございますか。

いよいよの卸売市場流通に入りたいと思えます。1の卸売市場流通システムの評価ということについて、8ページ、9ページに書いてあります。いずれも1

つの論点と、「一方で」あるいは「反面」というような両面の記述になっております。このことについて何か御意見ございますか。

持丸委員。

持丸委員 文言の話ですが、8ページの下から2番目の、「一方で、卸売市場流通においては、卸売業者と仲卸業者等との対峙関係」という文言が入っておりますけれども、これはいかがなものかなと。下に説明として、この役割分担という言葉が出ていますから、このところは役割分担であって、生産者側と消費者側の立場に立って価格形成をしているという対峙ということでございますから、そういう意味では「対峙」という言葉は当たらないのではないかと。ほかの文面で取り引きの緊張関係を持ってというような言葉を使っているところもございまして、私はこの「対峙関係」というのは要らないなという感じがしております。

「仲卸業者等との公正な競争による取り引きの実現が図られているが」となるのか、「対峙」という言葉をどうするのか、仲卸の立場から発言をさせていただきました。卸さんも対等になっておりますので、御意見のほどを……。

高橋座長 このことについて、どなたか御意見ございますか。

斎藤委員 この言葉は私も大変びっくりしまして、できれば直していただきたいなと前から申し上げていたところなのですが、対峙という言葉は敵対を含みます。次の文章として出てまいりますのは、情報の共有化が不十分なことを言うために対峙という表現をされているわけですね。そうするとむしろミスマッチのような話だと思うんですね。対峙というのは緊張以上に対立関係、根強い対立関係という意味がございまして、できれば川田委員から、この表現がいいかどうか、適切な表現があるのか、なければ私は切り捨ててもいいと思うのですが、どうでしょうか。

川田委員 私は読解力がないもんですから、「対峙」の意味がわからないのですが、カウンスーパーとしての意味合いであれば対峙という言葉を使っているのしょうけど、対峙ということ自身がぴんとこない。しょっちゅう使う言葉ではなくて、では全く仲よくやっているかということ、そういうことでもないのですが、仕事としては機能が分かっていると。機能が分かっているがゆえに、そこに緊張関係があって価格が生み出されるということなので、対峙というのは、私はよくわかりません。敵対関係という意味が強く含まれるのであれば、それは適切ではないと思います。

高橋座長 事務局の方で何か。あえて「対峙」という言葉を……。

平尾流通課長 「対峙」の意味には、確かに各委員の御指摘のようにいろいろな意味があるわけですが、ここは、本来卸売業者においては産地の委託で効率的な販売をやる。値決めをするということでございまして。値決めをするときに、買い手のニーズを受けて仲卸業者あるいは買参人が提供された商品について値決め、商品価値の判断をするということで、そこで向かい合っているという制度的な位置づけを書かさせていただいたということで、確かに厳しいと言われるかもしれませんが、制度的な位置づけで書いているということです。

井本委員 「卸売業者と仲卸業者等が公正な競争による取引の実現を進めているが」ではいけないのですか。どこの取り引きの場においても、売り手は高く売りつけたい、買い手は安く買いたいということで、消費者と小売業者の間においても、どこにおいても、常に対峙関係はあるのですね。そういう意味において

は。だけどそれを文章で強調すると常に対立しているかのような感じもあるし、いい取引先だなと思ってやっている関係も非常に多いわけですね。信頼関係のもとでね。だから取っていいのではないですか。今私が申し上げたような感じで。

高橋座長 それでは今の提案で、卸売業者と仲卸業者等との「対峙関係の下で」というのを削除するという事で、事務局、よろしゅうございますか。

平尾流通課長 はい。

高橋座長 皆さんもよろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

藤原委員 ここで卸、仲卸との間において情報の共有化が出てきますけれども、即消費者になっているのですね。不十分になって、消費者のニーズと。仲卸業者と消費者の関連って余りないのです。ですから、例えば量販店を初めとした専門小売業というような書き方が入った方がなお明確になるのではないかと思うのですけれども、その辺いかがなものでございましょう。

高橋座長 消費者ニーズの前に、あるいは消費者ニーズの媒介者として小売業者を位置づけるべきだと……

藤原委員 仲卸対消費者ということはあり得ないのです。

高橋座長 その点についていかがでしょうか。

甲斐委員 不十分だと思うのです。この消費者は。

藤原委員 もっと専門的な、量販店とか、はっきり出ていないと、少しおかしいのではないか。

高橋座長 そうですね。確かに文章として熟してない感じですね。消費者のニーズということで消費者につながっているように書いてあるので。では文言の修正は座長にお任せいただきましょうか。

ほかに何か。8ページ、9ページにかけて。

例えば9ページの上から2つ目の「・」では「全品を搬入して取引すること」とか、一番下の「・」で全量受託システムということの問題点等が指摘されております。いわゆる受託拒否禁止についての御意見がこういう形で表現されているということですが、よろしゅうございますか。

それでは10ページの2、卸売市場流通の効率化等の考え方について御意見をいただきたいと思います。最初の「・」のところでは、「基本的には民間事業者による営業活動」ということで、民間による経営革新の積極的な発揮を促進することを基本として、「そのための規制緩和等制度の見直しを進める必要がある」と明言しております。3番目の「・」で、民間企業としての自己責任、ビジネスによる経営革新、意識改革が必要であるということですが、このようなことを可能にするような制度改革、規制緩和を行うことが基本的な考え方だということですが、よろしゅうございましょうか。

甲斐委員 先ほど申し上げたのですけど、よろしいですか。

規制緩和が必要だというのは、先ほどいただきました資料でも、市場システムの改革の7つの提言の中にもいろいろあるので必要なのはわかるのですけど、「一層の自己責任」というところで、皆さんがそれを果たさせるだけの資質があるのかどうかというのがとても気になるところなのですが、14日の朝日新聞にカット野菜が出ていて、塩素漬け作業というのが出ていて、主婦の間では話題になっ

ているんですけど、カット野菜、今サラダやなんかでも使われているんですけど、すべての方がそうではないんでしょうけど、塩素にどぶつと漬けて、洗えばいいじゃないかという形で、国では水道水にも塩素殺菌があるので、そういう心配をみんなが持っていないのかなと。こちら辺の認識の徹底というのはどうなるのかなというのがちょっと気になる場所なんです。横川さんみたいに大手のところは自信を持っているとおっしゃるでしょうけど。

横川委員 そうではないのです。加工の塩素の問題でいいますと、やっぱり使っているのです。これがいいか悪いかの議論はここではなくて、安全性の確認というところで議論をしていただかないといけないかなと思います。それはどうしてかということ、消毒剤も無認可がありましたし、防腐剤は安全かということ防腐剤も安全ではないのです。過去の問題でいうと、A F 2 は認可して10年後に癌になるということで禁止になったと。採用当時は科学的に証拠があったけど、実際はだめだったから中止になったと。今認可されているものが安全であるという保証はないわけです。したがって、今厚生省と農水省がやる安全性の問題の委員会がありまして、ここが日本の安全の基準を作っていくことになると思いますから、流通のところに入れてしまうと複雑化してしまいますので、ここは割り切られた方がいいような気がしますけど、いかがでしょう。

今決めていることをきちっと守ることができていないという点で自己責任を果たしていないというふうにして、仕組みが悪ければ仕組みそのものを国が変えていくというやり方の中で業者も消費者も納得をすることが必要になるのじゃないかなと思いますけれども。

甲斐委員 わかりました。

高橋座長 よろしゅうございますか。

自己責任というのは、私は無責任な自己責任ではないと。当然、企業倫理なり、それなりの倫理を持った上での自己責任だというのは含意されていると理解します。

どうでしょう。10ページの卸売市場効率化等の考え方、基本的な方向についてかなり思い切った提言がされております。

それでは、それを踏まえまして3の卸売市場流通の効率化等の方向について。10ページから13ページにまたがっております。ここでも、例えば11ページの2つ目の「・」のところで、商物分離取引の拡大等市場取引等に関する規制の緩和を進めることが求められるとか。

それからその次の「・」で、単に一つの市場で卸売機能を行うだけではなくて複数の卸売市場が連携し、機能分担すること、このための市場取引等に関する規制の緩和を図ることが求められるとか。

それから、下から3行目、4行目ぐらいに、整備手法の多様化や関係事業者が自主的な整備を行うなど民間活力の活用等による市場整備・運営の多様化を図るとか。

これなどもいろいろな含意があると思います。

12ページに参りまして、卸売手数料の弾力化については、機能・サービスに見合った手数料の弾力的な徴収と。しかしそれについては一定の期間をかけて進めるべく検討する必要があると。あわせて業務等の規制緩和、卸売業者の合併等の経営対策を検討する必要がある。

次の「・」のところで、自己責任により一層の経営改善を進めること。これは卸売業者についても仲卸業者についても同様な表現になっています。それから、12ページの下から4行目ぐらいに、卸売業者、仲卸業者について、業者間の合併・統合を進めるとともに、業務内容の拡充・多角化等企業活動の自由度を高めるような規制の見直しを図ることが求められると。これもいろいろな含意があると思います。

13ページの1つ目の「・」のところで、卸売市場の役割と市場関係事業者の民間企業としての活動との関係を踏まえて、流通の情報開示のあり方、これも皆さん方の意見がある意味で反映していることだろうと思います。このようなやや具体的な方向性についての文言について、御意見をいただければと思います。

井本委員。

井本委員 基本的なことで恐縮ですが、含意のところですが、11ページの「整備手法の多様化や関係事業者が自主的な整備を行う」ということは具体的にどんなことをイメージしているか、わからないのです。どういうことを指しているのか。

高橋座長 では事務局、それについて。

平尾流通課長 ここに書いておりますように、中央卸売市場につきましては、現在地方公共団体、20万以上の市が開設者になって、市場の施設整備についても自らやっていたとというふうになっております。

井本委員 施設整備というのは具体的に言いますとどういふ……。

平尾流通課長 そこに市場を設置して建物をつくるというような、設計とか発注をやることになっております。現実にはやっただいていただいているわけですが、そういうことについて、必ずしも地方公共団体が自ら設計してやらなくても、あるいは資金も財政だけに依存するのではなくて、PFI手法を導入したり、入っただいていただいている事業者の方が独自の資金でいろいろな施設をお造りいただいたりということが望まれているわけですが、そういう手法の多様化でございます。

高橋座長 ほかにどなたか。

持丸委員。

持丸委員 11ページの物流面での効率化等というところの3行目でございますけれども、物流技術の進展等を有効に生かし得るよう、商物分離取引の進捗を図るといことですが、物流技術プラス情報技術というのがなければ物流技術はできないのではないかと私は思いますが、物流技術だけにするよりも情報技術も入れておいた方が、いろいろ取り引きが入ってまいりますから、そういう意味では「物流技術と情報技術の進展等を有効に生かし得るよう」といふふうに直していただけたらと思っております。

高橋座長 3行目といひますと「ITや」と書いてありますが、ITが情報技術……。 「ITや物流技術」、ITの進展、物流技術の進展が並列されていますので、いかがでしょうか。

平尾流通課長 私ども、ITという言葉を広義の意味で使っておりまして、パソコンあるいはコンピューターのハードの部分と、いわゆるソフトの部分、情報技術という意味を含めてITといふふうにならわけていただいているわけでございます。ちょっとわかりにくい点もあるかと思っておりますが、意味は委員がおっしゃ

っていらっしゃるソフトの情報技術というようなものも含めてございます。

高橋座長 それでは斎藤委員。

斎藤委員 盛り込むべきことが大分積極的に書かれていると思いますが、この中で抜け落ちている重要なことは、1つは商慣習に絡む問題がありません。売買参加者の問題を含みます。もっと市場の中で自由な売買参加を認めさせていく形をとりませんか、市場によっては非常に硬直的なものが多いわけでございます。伝統的な商慣習ということでございます。それを革新する方向という示唆がどこかにあった方がいいのではないかなということが第1点です。

その場合に、細かいことですが、市場取引ということがありますが、これは市場間取引ですよね。市場内取引、市場間取引で、市場間ですね。

高橋座長 何ページの……。

斎藤委員 11ページの「商物分離取引の拡大等市場取引等」、「等」が2つで読みにくいんですが、市場間取引という意味で理解してよろしいですか。だったらその方がわかりやすいですが。

高橋座長 卸売市場法に基づいた取引引きのことを言っているんじゃないですか、ここは。

斎藤委員 では、次の「複数の卸売市場が連携し、……」とありますね。「このための市場取引等」。市場間取引。どっちがどっちだか理解がしにくいですね。

高橋座長 だけど、これも規制緩和、卸売市場法にかかわる取引引きという意味ではないでしょうか。

斎藤委員 前の方のIT云々は市場内取引での議論、次は市場間取引にかかわる複数市場との関係というふうに私は理解したのですが。

高橋座長 それはそれでいいと思いますが、いずれにしましても、そういうことを全体に規制しているのが卸売市場法であって、それを総括して市場取引に関する規制緩和です。

斎藤委員 市場間の取引引きというのが余り明示がないもんですから、ここで明示があった方がわかりやすいと思っただけです。

もう一つございまして、恐らく、きょうお集まりの方を含めて、12ページ目の卸売手数料の弾力化、この問題に一番御関心があると思います。それで最終的にここにつなげていく方法ですね。つなぎ方の問題で、効率化等の議論、整備・運営等の議論が先にあってここにつなげるわけでございますが、東京都の市場の開設者サイドの提言もあるのでございますが、流れとしましては卸売市場、あるいは卸売会社に需給調整を認めていくと。規制緩和はそこに向かっていくべきである。その中で手数料自由化論も出てくるんじゃないかと思うのですけれども、どういうステップがあって手数料問題までこぎつけるのか、非常にわかりにくいんですね。非常に重要な問題なんですけど、なかなか言い出しにくい問題でもあるかと思っておりますが、この辺はどう考えたらいいかですね。

高橋座長 2つ問題提起がありました。1つは商慣行について少し言及する必要があるのではないかと、2つ目は手数料問題について、これは新たな提案になるんでしょうかね。具体的な展開のための課題みたいなことが提起されました。

まず商慣行については、国が商慣行についてこうすべきであるなんていう

ことを言うべきではないのではないかと私は思うんです。あくまでもこの検討会の報告は、こういう背景の中で国が何をやるのかを明示するという事だろうと思いますので、商慣行についてあえて文言に入れる必要はないのではないかと私は思うんですが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

〔「賛成」の声あり〕

高橋座長 それでは、2つ目の手数料の弾力化にかかわる問題、これは今までの議論を少し前に進めたような論点だと思えますが、ちょっと理解が十分ではなかったのもう一度説明していただけませんか。

斎藤委員 規制緩和の方向が、例えば買い付け、あるいは直荷引とか、いろいろな指摘が既にされておりますけれども、市場法は卸売会社に需給調整をさせないような形で縛ってきたわけです。本来の食品卸というのは、基本的に需給調整をしながらリスク負担して卸としての機能を遂行するというのが必要条件なわけです。それがないとミスマッチを調整出来ないわけでございます。そういう意味では、ここにありますように多様な取り引きを認めていくと。市場間取引も認めていくという方向はよくわかります。しかし流れとしては需給調整をもっともって認めていかざるを得ないかなと。その中に手数料問題が出るかなという感じでございます。ここで明記する必要はございませんが、一応議論しておくことが必要ではないかと。もちろん課題とかかわります。

高橋座長 需給調整というのは、日々の需給調整もありますし、もう少し中長期の需給調整もあって、国がそれなりの関与をしなければいけない局面はないことはないと思うんですが、ここで言っていることは、今までの一連の議論で、卸売業も仲卸業もビジネスとして展開してほしいということ。ビジネスの行為が結果として需給調整につながっていくということはあるかと思うんですが、需給調整をあえて課題として提起する必要性が手数料問題の中であるとは思えないんですが、いかがでしょうか、ほかの方々。

横川委員 ここで余り細かく入らない方がいいんだと思うのは、買う立場でいいますと需給調整を一部はやっているわけですね。もっといやな話をする、量が多いと冷蔵庫へ入れちゃうんですね。足りない、競り人がもっと出してくれと農協ともかけ合っていますから、基本的には調整機能というのはあるのだと思います。いい悪いの議論ではなくてですね。また、雨の降る日と降らない日とありまして、収穫する、しないの調整もありますから、ここで入っちゃいますと細かくなり過ぎますので、入らずにここはまとめられた方が僕はいいかと思います。

高橋座長 ただ、今後の議論として……

川田委員。

川田委員 手数料問題を突き詰めていきますと、需給調整も含めた受託のあり方に変わってくるわけですね。この文言だけだと非常にわかりにくいので、多分この委員会では詰め切れないうらう。極端に申し上げると、例えば需給調整機能は今、実際ないんですね。持ってこられたのは全量引き取りをするということなんですが、例えば手数料の弾力化がどういう形で行えるかわかりませんが、全くの自由化になった場合、生き延びるために手数料の最低限は確保したいとなると、率でいくか価格でいくかということになると、例えばキャベツ1ケ

ー300 円ならどうしても手数料がかかりますと。固定制にした場合、相場として200 円しか出ないというときに、生産者の方が商品を出して100 円市場に払うか、捨て賃より安いということで払うかという、そういったことは起こらないわけです。ということは実質、市場としては受託を拒否すると。同じことが手数料を自由化していくと出てまいります。ですから、手数料をどういう形で弾力化するかということの次の委員会でよく詰めていただいてやらないと、今調整機能がどうのこうのというのは手数料の弾力化に大きくかかわってくるということで、この議論については慎重にこれからも進めていただきたいと思います。

高橋座長 あくまでもこの中間報告は方向性を出すというところに大きな意味があると思いますので、斎藤委員の問題提起は、さらに詰めるときの1つの論点として理解したいと思います。

ほかに何か御意見ございましょうか。

高梨委員。

高梨委員 先ほど下山委員さんがおっしゃられた環境の問題なんですけれど、私もまさに卸売市場の中での環境というのが抜け落ちているのではないかなと思ったんです。いわゆる排出物を焼却してしまうということではなくて、循環させていくという視点からいきますと、どのぐらいの量が出てくるのかわかりませんが、例えば東京都の場合は都庁の食堂の生ごみを1カ所に集めて、それを堆肥化して、東京都の有機農業や特別栽培農産物を生産している農家の人に売るという形で循環させているわけなんですけれど、そういうシステムが卸売市場にもできないかなと私も思っているわけです。それをどこに入れたらいいか問題なんです、11ページの卸売市場の効率的な整備・運営等というところに1行でも2行でも、将来の方向性としてそういうことが示唆されてもいいのではないかなと思いましたので発言させてもらいました。

高橋座長 ありがとうございます。

先の下山委員と今の高梨委員の提起された環境問題、いずれかに明記したいと考えております。今の提案では11ページの卸売市場の効率的な整備・運営というところに入れたらどうかということでございますが、これも踏まえて後で検討させていただければと思います。いかがでしょうか。

井本委員。

井本委員 12ページのところが非常に重要な問題になってくると思って、今後の詰めがそこに来ると思うのですけれども、私が先ほど2の食品流通の効率化等の基本的な考え方に基づいてすべて進めていただきたいと思いますと申し上げているのはここにかかってくるので、一定期間をかけて進めることを検討する必要があるというところの「一定期間」が非常に長くなってしまうと改革の進み方が遅くなってしまいうわけですね。そここのところを着実にあるいは迅速にという意味合いをもっと出していただきたいと思いますということなんです。

もちろん、「卸売業者が手数料収入に大きく依存している実態等を踏まえ」というのはそのとおりなんですけれども、そこも踏まえて、例えば一般の企業において大幅なリストラをやるときには従業員の解雇ということがされるわけで、そのときには割増退職金というのがあって、そういうことによってリストラが促進されるわけですね。割増退職金によって従業員はやめるきっかけができるわけで

すけれども、何を申し上げたいかという時間とお金という問題で、資金的な手当てが十分なされれば時間は短縮されるということをお願いしているわけで、そういうニュアンスをどこかに込めるのも1つかなと。というふうにすれば促進されるということです。

高橋座長 12ページの12～13行目の一定期間をかけて進める、この「一定期間」が長くなったのでは改革の意に沿わないということなんですが、実は「おわりに」というところの最初の原案には行程表をつくるという文言がございました。恐らく事務局では一定の行程表を考えた上で「一定期間」を考えていると思うんですが、事務局、何かございますか。

平尾流通課長 御指摘の時間的な問題は、まだこの研究会で議論を賜っていないわけですが、私どももできるだけ早く卸売市場流通の効率化の体制が整うべきでありますし、事業者から見てもそういうことだと思っております。そういう意味では、この改革をできるだけ早く進めなければならないという委員の御指摘も踏まえまして、13ページの一番最後でございますが、また、構造改革を進めるに当たっては、可及的速やかに円滑かつ確実な実施を図るという観点で、今後改革のビジョンと具体的なスケジュールを明確にすることが必要だということで、この委員会で御示唆をいただくというふうにさせていただいているわけでございます。

高橋座長 横川委員。

横川委員 「おわりに」に入りましたので僕も発言をさせていただこうと思って、これが一番きょう出てきた意味があるんじゃないかと思っておりますけれども、いつまでに何をすることがないとエンドレスになりそうな気配もありますので、この会で例えば2年とか3年とか年限を切つてすることを希望するようなことが織り込めるようでしたら、ぜひそんな方向も考えていただきたいと思います。

高橋座長 具体的な表現ですか。

横川委員 はい。希望として、このぐらいのレンジで、あるいは期限で進めることを希望するというようなことを入れていただくと次のステップのときに考慮されるかなと考えております。

高橋座長 今の件について御意見いかがでしょう。

下山委員。

下山委員 既に卸売市場の競争力強化検討委員会で中間報告というものが出て、一定の方向性が出ているわけです。したがって取り引きの問題と手数料の問題について、一定期間をかけて進めるということが出ているわけですがけれども、横川委員が言ったように、ここで期間を、例えば3年とか、5年とか、明記した方がいいのではないかなと思います。

高橋座長 賛同の意見が出ました。

井本委員 私も……。

高橋座長 斎藤委員。

斎藤委員 私も、はっきりした情報は知りませんが、手数料問題はすぐ決着しなければいけないような状態に置かれていると聞いております。つまり農水省以外のところでそれなりの規制緩和の問題についての議論が随分進んでいると聞いております。それと、今回のこの研究会は生産から消費までトータルなレベルの中での位置づけをして、新しい方向性を模索したというところが大変評価

できるところでございます。ただ、その入り口につきましては、これまでやや個別具体的といいますか、それに入り過ぎたために突破口が開けなかったというふうに私は思っております。そういう意味では、この方向の中で幾つか、例えば小委員会をつくるなり、全体的に統括するような場をつくるなり、その辺の議論を深めるという意味では、検討期間、すぐ決着できるものとかかなり時間を要するものを分けて対応する必要があると。特に市場だけでなく農協の問題も絡むかもしれませんので、そういう話題になったら時間がかかるかもしれません。

3年というか、とにかく急いだ方がいい。市場の機能が3年で相当減退するだろう。その意味では規制緩和が早い方がいいんですが、規制緩和して何もビジネスチャンスがなかったらもっとつぶれてしまいます。その辺の先を見た方向が必要だろうと思います。

高橋座長 例えば3年ということになれば、すべての改革が3年後というイメージになるのも適切ではないわけで、私の考えとすれば、改革の将来のイメージを明確に提示して、段階的にステップを踏んでいくんだということがうまく表現ができればと思います。それが「可及的速やかに」ということの中身だと私は理解したんですが、いかがでしょうか。

甲斐委員 たくさん盛り込んであるので、みんな適切なのですが、優先順位がわからないなという感じがあったのですね。優先順位がやっぱりあるんだろうと思うんです。その辺が皆さんがおっしゃっている3年とか5年とか、まとまらないところじゃないかと。

高橋座長 それでは、今の問題は3番目に準備しておりました、今後これを具体化していくに当たっての意見を踏まえた上で、再度、時期を明示するかどうかが論議してみたいと思います。

大分時間もたちましたし、一通り2つ目の課題の各項目別の御意見を賜ったところでございますので、ここで10分ばかり休憩をしまして、その後もう一度、字句について総括的な御意見をいただき、3番目のこれを具体化していくに当たっての御意見を賜りたいと思います。

それでは、今20分でございますので、11時30分再開ということで休憩したいと思います。

〔暫時休憩〕

高橋座長 それでは、時間が参りましたので再開したいと思います。

今までの論議を私なりに整理しますと、修正すべき点が何カ所か出てまいりました。1つは8ページの下から8行目の「対峙関係の下で」という文言を削除する必要があるだろう。さらに、その下の「消費者のニーズ」という文言は、これはむしろ小売商との連携のことを指摘した方がいいだろうという点。それから、食品流通全体にかかわる環境問題についてどこかに指摘をすべきだと。提案では11ページの下から2つ目の「・」の辺ではどうかという、大きくはその3つだと理解しております。

それでは、もう一度全体を通じて、論点整理(案)について言い残したことがあれば、あるいは御発言がなかった方にもぜひ御発言いただきたいと思います。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員 13ページ、食の安全・安心の確保への対応。一番大事なところだと思っておりますけれども、実は、卸売市場、水産ですけど、そしてまた私ども大型店

を初めスーパー、どこでもそうですけれども、すべて厚生労働省の管轄、食品衛生法に基づいた許可を受けて営業していると。このたび農水省、厚生労働省の両省が横断的な体制づくりで、表示問題を初め衛生問題、体制を強化しているということが新聞紙上でも発表されておりますけれども、そういう流れの中で、確かに農水省ではJAS法に基づいた安全確保のための努力はしておりますけれども、厚生労働省と農水省の関連、食の安全にかかわる食品衛生法という問題がありますので、その辺の流れがちょっと見えないのかなと感じるんですけれども、その辺いかがなものでございましょうか。

高橋座長 具体的に文言を、ここにこういうものを挿入すべきだということではなくて……

藤原委員 できれば文言で入れていただければなおはっきりするのかなと思うんですけれども、座長としての御判断をお聞きしたいと思うんですが。

高橋座長 ここは厚生労働省の所管の食品衛生法についてとやかく言う立場にはございませんので、トレーサビリティという文言の中に、冒頭に高梨委員が指摘されましたリコール問題、問題のある商品が出回ったのをどういうふうに回収するか、そういうシステムも入っているかどうかということも含めて回答いただきたいと思っております。

西藤総合食料局長 厚生労働省との関係で藤原委員の御関心のところ、実は表示問題、ことしの春以来いろいろな経緯がありまして共通の懇談会を開催させていただきまして、懇談会の中でわかりやすい表示という観点で、結論的に申しますと、JAS法、食品衛生法に基づく表示がそれぞれあるわけですが、一元的に整理していこうということで、食品衛生法とJAS法とでそれぞれ表示に関する審議会があるわけですが、共同の審議会を設置するということが現在既に動いておりますし、さらに相談窓口の一元化ということで、これも今週の頭からそういうことで、表示問題の関係、まさに共通する問題ということでそういう取り組みを強化しております。

食品衛生法の安全の根幹にかかわるところの議論は、まさに食品衛生法、JAS法で安全にかかわる議論があるわけではございませんものですから、そこのところまで踏み込んだ形の議論はいたしておりません。ただ、御案内のとおりBSE問題があって、きょう予算、組織の内示がございましてけれども、食品安全委員会が内閣府に設置されると。食品の関係のリスク管理は厚生労働省、農林水産省、それぞれ従前の枠組みの中でやっていきますが、それぞれの関係を整理していこうと。わかりやすい形に対応していくということになってきますので、それはそれとして、今後食品安全委員会、農林水産省、厚生労働省、それぞれの任務分担、役割を透明にしていく、相互の関連をわかりやすい形にしていくことが私どもの課題だと思っておりますが、ここで安全問題という形で直つなげて整理していくというのはなかなか難しいかなと率直に思っております。

ただ、座長から今もありましたように、トレーサビリティの問題、もちろん安全問題、消費者への情報提供という観点で1つの大きな目的を持っているのはそのとおりですが、あわせて先ほど御指摘がありましたように、いろいろな事故があったときのリコールの原因究明を含めて、効率的に実施できるという2面を持っておりまして、私どもトレーサビリティ、牛肉が先行する形になりますけれども、他の食料、農産物についても、それぞれ品目ごとの特性なりいろいろな

課題がございます。それと重複し、いろいろな形での非効率を排除していくという視点も必要でございます。今までも実証試験に取り組んできておりますけれども、次年度さらに拡充強化していきたいと考えております。食品衛生法の安全問題を直接ここで整理するのはちょっと難しいかなというのが率直なあれでございます。

高橋座長 ほかに何か御意見ございますか。

松井委員。

松井委員 先ほど横川さんとか井本さんが言われたことと全く同じことなんですけれども、こういうふうにしてすべてを網羅したい文章ができて、これがどういうふうに進んでいくかというのがちょっとわからないんですけれども、僕ら企業では、こんなこと言っているのかわかりませんが、1年、2年ですね。さっき横川さんも言われていましたけど、今年やるか、来年やるか、せいぜいそこまですね。政府のやり方というのは、皆さん5年、10年の単位で物を考えておられて、この中に幾つか緊急の課題があるんですが、きっとだれか偉い方の机の上でずっとこの文章が座っていて、10年ぐらい何もされないんじゃないかなという気がします。

僕は部下に余り発言するなと言われていまして黙っていたんですけど、この委員会で皆さんせっかく集まっている議論されて、7回もやられて、その文章が何もされないで放置されるということは非常に辛いので、どこかに3年だとか2年だとか年限を入れて、いつまでに改革をしてほしいと。それまでにできないポジションについては延ばせばいいわけですからね。一番長い目で見て5年、10年であって、できることはどんどんやっていくというような提言を「おわりに」に入れていただくと非常にうれしく思います。

高橋座長 その問題はもう一度議論したいと思います。

高梨委員。

高梨委員 この文章の中の「消費者」と「国民」という言葉の使い分けなんですけど、同じようなニュアンスなのに、ある文章では国民が使われていて、ある文章では消費者が使われているところがちょっと気になったんですが。例えば2ページで、「・」の3つ目ですが、「国民の食の安全・安心に対する関心の高まり……」というところと、同じような文章なんですけれども、3ページの一番上の行です。「また、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まり」と。生産者と実需者の対語として消費者が出てくるのはよくわかるんですが、国民との違いがわからないので、その辺をどう考えたらよろしいでしょう。

高橋座長 使い分けておりますか。

平尾流通課長 申しわけございません。国民という言葉がこの論点整理では3カ所出てまいりますけど、2ページの一番上のパラグラフの「国民の生活スタイル」、これは一般的に国民生活と言っておりますので、これは国民を使わせていただいております。御指摘の「国民の食」というのは、消費者というよりも幅広く国民という意味でとらえさせていただいております。3ページのところは、直接購買行動なり流通に起因するところがございますので、より具体的に「消費者」と書かせていただいたわけでございますが、それほど厳密に区分をしているわけではございません。

高橋座長 坂本委員。

坂本委員 御苦労があったと思ひまして、私は非常によくまとめていらっしゃるなど。賛成でございます。先ほどからもいろいろ出ていますように、これを速やかに政策なり制度に反映していただくということを私からもぜひお願いしたい。

それと、8ページの修正の問題ですが、下から2番目の「・」ですが、消費者と産地という問題を修正なさるときにぜひ注意いただきたいのは、これからはトレーサビリティ、安全・安心の問題を含めて、卸売業者さんも仲卸業者さんに、生活者のニーズ、産地等が速やかに伝わっていくべきだという思いでこの言葉が入っているような気もするのですね。小売業者だけを見た情報ではやっていけないのではないかという思いがここに入っていると私は解したものですから、変えられるときはその辺も含めた、新しい消費者のニーズが流通全体に流れていくということをひとつお願いします。

それと、これは修正も何も要らないのですが、金額的にはそう大したことはないのですが、朝市であるとか、生産者直売であるとか、これからそういう問題も、流通の多様化、販売の多様化で出てくると思うんですけども、この辺を流通の中をしっかり見ておかないといういろいろな問題が出てくる可能性も感じておりますので、意見として今後の課題として発言をしておきたいと思ひます。以上です。

高橋座長 ありがとうございます。

さて、それでは最後の、今後これを具体化していく上でどうすべきであるかということ、今までも幾つか出ておりますが、御意見をいただきたいと思ひます。その中で、横川委員、松井委員、井本委員等々から出されました期限を明記するかどうかについても論議していきたいと思ひます。せっかくこういう立派なものが出て、これをどう具体化していくのか、具体化するスケジュールなり手順なり、どういうことを考えていくか、まず事務局が想定している今後のこの委員会の進め方、あるいはこれを具体化していく考え方について、ラフなものでもいいのですが、出していただけませんか。

平尾流通課長 まず、この研究会の進め方でございます。当初、この研究会の設置の段階で御相談をさせていただきましたように、論点整理をしていただいて基本的な方向づけをちょうだいしたということで、私ども行政の事務レベルで基本方向に基づき作業をさせていただこうと思っております。その上で次回以降に具体的に御相談をして、政策として御検討、御議論をいただくような手順で考えているわけでございます。

それから今後の全体のスケジュールでございますが、今回論点整理の中に明示すべきという御意見を賜っているわけでございますが、どういうふうに課題ごとに整理するかというのは、まだ少し検討を要したり、現場のヒアリングをしたりしなければならぬと私ども思っております、各委員の御趣旨を最大限反映して、先ほどの繰り返しになりますけれども、13ページに「可及的速やかに」ということで現段階は書かせていただいているわけでございます。以上でございます。

高橋座長 ぜひ御意見をいただきたいと思ひます。

甲斐委員。

甲斐委員 私も一番最初に環境への配慮って、今までの論議の中では確かに、

6ページにありますコンテナ輸送の活用というところだけしか出てきていなかったと思います。論点整理のところでも環境という言葉は1つも出ていなくて、6ページのこのところに環境と出ていたんですが、市場の機能をやっていく上で、今までは人件費を節約するために産地でパックしちやったりいろいろした方がコストがよかったのかもしれないのですが、今は環境問題が浮上ってきて、生産者が最後の処理まで負担するという形態になってきますと、むしろコンテナで輸送してごみを出さない方がいいとか、現地で泥を落とした方が廃棄物は土に返せるとか、いろいろな利点が出てきているかなと思います。先ほど高梨さんからいい御指摘をいただいて、11ページに入れたらいいじゃないかとおっしゃったのですが、私も「環境」ということを一言入れていただきたかったのと、6ページが「こうした取組は、環境負荷低減にも寄与する」となって、すごく消極的だなと思っているのですけれども、もし変えられたら、もう少し積極的な言葉にしていきたい。

高橋座長 下山委員。

下山委員 環境問題の視点でいえば、運送が、今度ディーゼル車の規制というのがありますから、青果物を運送するトラックが今までのトラックではもうだめだということで、そういう問題を考えたときに、今の卸売市場に全量搬入してやるということから、商物分離ということで、現状の大都市にすべて持ってくるというか、そこら辺が大きな検討課題になるのではないかなと。排ガス規制の問題もありますから、ディーゼル車はだめですから。ということであります。

高橋座長 特に論点整理の今後の進め方、具体化していくことについて御意見をいただければと思います。

横川委員。

横川委員 環境問題は、今、3年半後に外食なんかの場合には20%量を減らすようにという法律ができて、協会自身がそれで動いているんですが、この法律は外食じゃなくて日本全体、市場にもこの法律はかかるのでしょうか。もしかかるのであれば、ここであえて入れなくても市場は20%ごみを減らさなければいけない義務が出てまいりますし、できない場合には罰則が出るようになっていますが、その辺はどういうふうに解釈すればよろしいでしょう。

山本審議官 かかります。

横川委員 かかりますか。そうすると、あえてここにうたわなくても、3年半後には20%減らすということが入りますと、外食は外食、市場は市場、スーパーはスーパー、それぞれのところで20%減らすという仕組みの中で、環境問題を含めたりサイクルや、ダイオキシンが出ない焼却や、あるいは、もともとそういうものを出さないようなシステムづくりに皆さんが入っていますので、解決していくかなという感じもしますので、その辺をどうされるかも一度御議論いただければいいと思います。

高橋座長 恐縮ですが、それは座長にお任せいただければと思います。

井本委員。

井本委員 蒸し返すようではございますけれども、タイムスケジュールのことについてですけれども、私はやはり何らかの年限を限った文面を入れていただきたいなと思います。というのは、こちらにいらっしゃる皆さん、大変忙しい方ばかりが貴重な時間を割いてきたのも、少しでも改革が進めばいいかなと思ってやっていらっ

しゃるわけで、先ほどの議論にもあったようにたなざらしにされてしまうのでは、何のために来たのかなと思うのですね。先ほど「国民」と「消費者」の議論がありましたけれども、いらっしゃっている方は全員、基本的には国民のためと思って来ているわけですよ。「消費者」というのは、日本国民だけでなく世界の国民に開かれたものとしての消費者利益を考えているのであって、日本の食品流通が効率的に進めば、その食品は日本から海外の消費者にも渡っていくような、全世界の消費者に渡るような効率的な流通システムがあった方がいいという意味で「消費者」で僕はいいと思っているんですけども、そういう立派なシステムを日本国内においてつくられることを望んでいるわけで、ポイントにあるのは国民なわけです。そのために皆さん集まっているわけで、いつまでたってもやったんじゃないということになると、何のために7回も8回も来ているのかなとなりますから、私はタイムスケジュールを何らかの形で明記することを求めたいと思います。

高橋座長 斎藤委員。

斎藤委員 私も蒸し返しがあります。先ほどありましたように、規制緩和の中での手数料自由化問題が迫っているわけです。それをどう考えるかということが農水省サイドに対して問われなければいけない問題でございます。

それと、この研究会の位置づけが食と農の再生プランの中で位置づいていると思いますが、この次のステップとしてやる場合、どこかに入っていくかということですね。既に競争力強化の法律はやっているわけですね。ですので、流通課長の私的な意見はなかなか言いにくいと思いますけれども、ビジョンに対する抱負といいますか、それと具体的な手順、今日は西藤局長もいらっしゃいますので、これをある程度明示いただくということが私は必要だと思います。

実は前回、我々学識経験者が集まって、座長が5年を目途にというお話がありました。私は井本さんと同じ3年でした。理由は、市場が3年後にどのくらい機能するか。できれば羽ばたける状態をつくりながら規制緩和していくことが重要だと思うのですが、そのためには何が必要かという政策の手順といいますか、それは農水省サイドでないといけない部分がございます。国会等との関係もございまして、今回がだめだったら次回でも、宿題と言ったら申しわけございませんが、ある程度出していただいて、できなければできないではないかと思っておりますけれども、それをした上で議論しませんと、何回も蒸し返ししなければいけないので。

手数料の問題についてはどういうリミットがあるのでしょうか。まずその辺からお伺いします。

高橋座長 規制緩和委員会の話をひとつしてください。

平尾流通課長 斎藤委員から御質問がありました卸売手数料の自由化の問題でございます。これは総合規制緩和委員会で15年を目途に結論を出すというふうになっているわけでございます。来年結論を得るということでございます。

高橋座長 それから、西藤局長の談話が最後に述べるようにスケジュールに入っております。それを期待してください。

さて、進め方につきましては、私もせっかくこれだけ知恵を絞って長時間議論して、それなりの検討事項(案)ができましたが、具体的にこれをどうするのか、これが気になっているところでございます。ただ、事務方でどれくらい詰め

られるか、その段階を踏まえないと、ここで私どもが一般的な形で言っても空文になるのではないかと思います。従いまして、私の意見ですが、中間報告としての性格を持つ論点整理では「可及的速やかに」ということにしまして、次の回までにかなり具体的に事務方で詰めるという話を聞いております。詰めた段階を踏まえまして最終報告では時期を明記するという形にしてはいかがかと思うのですが、論点整理の段階で時期を明記すべきだという意見がございましたら再度御発言いただければと思います。

よろしゅうございますか。

井本委員 時期を限り可及的速やかにと。

高橋座長 時期を明確にしながらという文言を入れるということで、これは私はよろしいかと思いますが、どうでしょう。

せっかくそれだけの発言がございましたので、「時期を明確にした上で」か、文言は変えるにしても、そういう文言を入れることで事務局を説得したいと思います。

それでは、論点整理（案）でございますが、そのまま（案）を消すわけではございません。先ほど申しました環境問題についての文言、8ページの修正、それから最後の13ページの期間の問題等を挿入させていただきたいと思いますが、具体的な修正については座長である私に一任いただけましょか。

〔「はい」の声あり〕

高橋座長 よろしく申し上げます。

その他

高橋座長 以上で準備しました議題が終わりましたが、その他で何か事務局からございますか。

ないですか。

委員の皆さんから、その他で何か御発言ございませんでしょうか。

それでは、委員の皆さんの協力によって論点整理（案）をまとめさせていただくことができたわけでございますが、今後、本研究会では、この論点整理にもありますように、食品流通の効率化・高度化のあり方について、より具体的な議論を詰めていただきたいと考えております。本年の研究会は今回で終了します。次回は年が明けてからということになりますが、具体的な日程につきましては調整した上で事務局を通じてお知らせいただくことにしたいと思います。今回の会議が本年の最後になりますので、また、論点整理をまとめた1つの区切りということでございますので、ここで総合食料局長から皆様にご挨拶いただきたいと思います。

西藤総合食料局長 今日が7月から始まりまして8回目ということで、大変お忙しい委員の皆様、短期間の中に御出席を賜り、また本日は論点整理という形で政策の基本的な方向について整理をしていただきました。誠にありがとうございます。御礼を申し上げます。

私ども、本日の論点整理を踏まえまして、まさに食品流通の効率化・高度化という視点で、構造改革のための政策の方向づけを整理をさせていただいて、整理したものを来春、当委員会にお諮りをして御意見を賜っていきたいと思っております。

ます。当然、今回方向づけをしていただいている中でも具体的な措置にかかわることについては、現在の制度の中で運用で整理できること、あるいは予算措置等が伴うこと、あるいは制度そのものにかかわること、いろいろな整理になると思います。今回の論点整理、それを含めての政策の方向の整理、政策の方向の整理が出てくれば当然、私ども行政としてどういう手順でどういうふうに進めていか整理をさせていただきながら、先ほど来時間の問題で、私どもサボりたいという気持ちで言っているわけでは全くございません。それぞれの政策手法のとり方、あるいは今日も御論議がありましたように、生鮮食料品、食料品の流通をめぐる状況、これは国内の状況だけではございません。本当に大きく変化しています。日々変化していると言ってもいいぐらいの状況の中で、そういう状況も踏まえながら、どういうスケジュールでどうしていくかということで、皆さん方の御意見も承りながら整理をしていきたいと思っております。

本日は、7月以来の御論議を論点整理という形で整理をしていただきました。本当にありがとうございます。論点整理を踏まえて、冒頭申し上げましたように、私どもさらに政策の方向づけをしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。感謝を申し上げてあいさつにしたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

高橋座長 どうもありがとうございました。

この論点整理の方向、これはかなり思い切ったものだとも私も評価しております。事務当局においては具体的にこれをどう進めていくか、タイムスケジュール、行程表等を今後準備しながら段階を経てこれを具体化することを期待して、第8回の研究会をこれにて閉会させていただきたいと思っております。どうも長時間ありがとうございました。

閉会